

第5期横浜市港南区地区センター指定管理者公募質問及び回答一覧（7施設共通）

番号	施設名	分類	頁	項目	質問内容 (質問時原文)	回答
1	永谷地区センター	事業計画書様式2	-	4-ク地域コーディネーター機能に対する取組	右下にサイズおよびページ数の指示がありませんが、こちらはサイズはA4、1ページでよろしいでしょうか。	A4、1ページでご作成ください。（5月19日に事業計画書様式を修正しました。）
2	永谷地区センター	公募要項	7	■施設の利用手続き等について本施設の取り扱い	「※施設利用料又は目的外使用料の算出及び減免は、関係規定等に基づき行います。」とありますが、年間を通してではなく数日間イベント等を行う自主事業を実施した場合、目的外使用料は日割りの計算となりますか	目的外使用料は日割り計算となります。 【参考】行政財産の用途または目的外使用に係る使用料に関する条例(使用料) 第2条使用料は、次の各号に定めるところによる。 (1)土地(従物を含む。)については、横浜市財産評価審議会が評定した土地価格の1,000分の5以内で市長が定める額 (2)建物(従物を含む。)については、横浜市財産評価審議会が評定した建物価格の1,000分の9以内で市長が定める額に当該建物の敷地の使用料を加えた額 (3)土地及び建物以外のものについては、市長が定める額 2前項の使用料は、土地及び建物については月額によるものとし、これら以外のものについては日額によるものとする。 3使用期間が、1月に満たないときまたは使用期間に1月未満の端数があるときは、使用料は日割をもって計算する。
3	永谷地区センター	公募要項	15	(ハ) ネーミングライツへの協力	ネーミングライツが導入された場合、現在使用中のセンター名入りの封筒や印刷物、ホームページなどの名称変更も発生すると思いますが、その場合の修正・再作成費用は指定管理者負担でしょうか、ネーミングライツ申請者でしょうか、それとも港南区様でしょうか。	ネーミングライツの導入に伴い発生する印刷物等を含む変更費用については、「横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」に基づき導入時の募集要項に定める又は協議により決定することとしています。このため、ネーミングライツ導入に伴う印刷物及びホームページの更新費用の負担区分を含む詳細な取扱いについては、現時点では未定です。 当該事項については、今後、ネーミングライツの導入が決まった際に協議のうえ整理することとします。
4	港南台地区センター	公募要項	5	(ク) 図書取次サービス	図書取次サービスのサービス提供時間について、公募要項等の公募関係書類には具体的な時間の記載がありませんが、何時から何時になるのかご教示ください。	図書取次サービスのサービス提供時間については、地区センターの開所時間に合わせることを想定しています。 なお、詳細は、指定管理者選定後に協議にて決定します。
5	桜道コミュニティハウス	横浜市桜道コミュニティハウス関連資料	2	実施事業(2)施設及び設備の維持管理カ外構、植栽管理業務	桜道コミュニティハウスの樹木の管理について質問です。 敷地内桜木(ソメイヨシノ8本)は樹齢60年を超え、・キノコ発生による枝折・桜根による地面隆起段差・排水樹内に桜根侵入による排水不良・主幹に蟻の巣発生などを繰り返し、・車両接触による枝折れ、・巻根の症状や開口空洞、樹皮欠損、キノコ活性等がみられ、狭い植栽樹やアスファルトは樹木を支える根が張らず、令和5年度、6年度に実施した樹木診断(外観診断法)の結果でも「著しい被害が見られる」または「注意すべき被害が見られる」と樹勢衰退の傾向にあり、「今後倒木・折損につながる予備要因が見られる」と指摘されています。 また、落枝、落葉等により、近隣の方からも再三にわたり伐採を要望されています。(施設北西側1本)昨今、東京都の公園等でも日常点検を行っていた樹木が予兆なく倒木する事故などが相次いで発生しており、当施設で倒木などが発生した場合、人体・財産的被害や電気、公共交通などインフラ施設への影響などにも甚大な被害が生じるものと懸念しております。適宜、指定管理者において建築限界により車道側高さ4.5mで強剪定は行っているものの、老木である桜(ソメイヨシノ)の見直しを早急に検討する時期にきていると考えています。 樹木は公有財産として「立木竹」に区分される市の財産であり、(金銭的に無理ですが)伐採などは指定管理者に許容される行為でなく、抜本的対策は指定管理業務の範囲を超えた財産管理上の問題と捉えられます。既に施設に面した市道の「道路付属物」である街路樹のソメイヨシノについては、植替えの措置が取られており、当館の樹木においても、精密機器を用いた精密診断、必要に応じた伐採などの対策が必要ではないかと考えています。 今後の事業期間中の貴市の考え方についてうかがいます。	横浜市桜道コミュニティハウス関連資料(8ページ)には、「外構、植栽管理業務」という項目があり次のとおり記載されています。 カ 外構、植栽管理業務 指定管理者は、施設の景観を保持するため、敷地内における施設の外構の清掃及び地面、駐車場その他施設付属物等の維持管理を行います。また、次に示すような敷地内の植栽の管理(除草・草刈、中低木管理、高木管理)を行います。 (ア) 散水、施肥、害虫駆除、剪定、除草、草刈を適正に行い、適切な緑樹の状態を維持すること。 (イ) 植栽が事業期間内に枯損した場合は、復元を行うこと。 (ウ) 業務の実施にあたっては施設の利用に影響のないように実施すること。 つきましては、令和8年度収支予算書でお示ししている指定管理料の範囲内で、樹木剪定や管理を行っていただくことを想定しています。その他、今後の対策については、指定管理者と協議し決定することとします。